

役所を騙った訪問にはご注意を！～地域包括支援センターからの情報提供～

「役所を名乗った人物が70代の夫婦宅へ『電気・ガス・水道の点検で、この地域を回っている』と言って強引に入ってきた」という情報提供がありました。

この夫婦は、訪問してきた人物を信用して通帳やキャッシュカードを渡したところ、帰って来なかったので不審に思い、通帳の残高を確認したら引き出されており、警察署へ被害届を出したとのことです。

不審に思われる訪問や電話勧誘があった場合は、相手にしないようにしましょう。

もし訪問された場合は、相手の所属や氏名、連絡先などを確認し、お住まいの区役所や最寄りの警察署へ相談しましょう。

「個人情報流出？」不審なハガキが届いたら連絡しないこと

「『個人情報流出している。名前を抹消しないと刑事告発されるかもしれない』と書かれたハガキが届いた。どうすればいいか。」という相談が入りました。

相談者はハガキを見た時、過去に投資詐欺に遭ったこともあり、その情報が流出したと思い、消費者センターに相談しました。相手に連絡を取る前に相談されたことで、二次被害に遭わずに済みました。

これはハガキやダイレクトメールを送り、消費者から連絡させることで、個人情報入手する悪質な手口で、被害を拡大させようとするものです。

不審な物が届いたら、相手には連絡せず、まずは消費者センターへご相談ください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

消費生活相談専用電話：6614-0999

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから  
「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（予約不要）  
その他の面談場所（要予約 6614-0999）
  - ・天王寺サービスカウンター
  - ・市民相談室(市役所1階)
  - ・クレオ大阪各館[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

